

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 5月14日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	残留熱除去海水系B系配管淡水希釈ドレン空気駆動弁駆動空気減圧弁用小型圧力指示計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力指示計を修理	D	
2	2号機	残留熱除去海水系熱交換器（B）出口オートベント弁の動作不良（自動閉しない）により排水ファンネルから溢水（約57リットル）が認められたため、当該弁を点検・修理	C	
3	2号機	計装用空気系除湿装置出口「露点温度高」の警報発生が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
4	2号機	主復水器細管洗浄装置（A1）回収器ドレン弁下流側配管に腐食が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
5	3号機	気体廃棄物処理系プロセス放射線モニタサンプルパージポンプに過負荷トリップが認められたため、当該ポンプを点検・修理	C	
6	3号機	活性炭ホールドアップ建屋換気空調系排風機出口風量低検出用スイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
7	4号機	送電線開閉所主変圧器断路器点検において、断路器油圧駆動用調整弁駆動部より油漏れが認められたため、当該部を修理	D	
8	4号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット潤滑油冷却器（A）冷却水温度調節器点検において、小型圧力指示計の動作不良（スティック）が認められたため、当該指示計を修理	D	
9	4号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A・B）入口流量計点検において、低圧側テスト弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	4号機	送電線開閉所引き込み線基礎接地線調査において、接地線の断線が認められたため、当該接地線を修理	D	
11	4号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（B）用電動機点検において、カップリング側軸受メタル側面隙間に判定値外れが認められたため、対応検討	D	
12	4号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A）点検において、反カップリング側軸受メタル形状が新品と既設品に相違が認められたため、当該品を修正・加工	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	4号機	燃料プール冷却浄化系スキマサージタンク復水補給弁グランド部よりリーク（約11リットル）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
14	5号機	所内ボイラ保管用窒素ガスポンベ圧力指示スイッチの「圧力低」警報設定値に動作不良（ドリフト）が認められたため、当該指示スイッチを点検・修理	D	
15	6号機	電力系統電圧制御装置時計装置の時刻に遅れ（5秒程度）が認められたため、当該装置を点検・調整	D	
16	集中環境施設	雑固体焼却炉（B）雑固体自動投入装置ラックマスター点検において、クレーン等安全規則に定められた点検記録様式の未使用が認められたため、対応検討	C	
17	集中環境施設	高温焼却炉グラニューールコンベア蒸気入口安全弁上部フランジ部より蒸気凝縮水の漏れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	その他	固体廃棄物貯蔵庫（第5棟）分別・固型化エリア換気空調系冷却装置（B）に動作不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
19	その他	サイトバンカ設備プール水ろ過器（B-B）フィルタ交換作業において、蓋取付取外用部品（連結部ナット部）が外れプール底部に落下したため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで